

福祉制度利用に係る区役所の窓口・組織の変更について

～障害福祉窓口の一元化と区役所福祉課の係再編について～

1 目的

障害の種別にかかわらず1つの窓口で福祉制度利用申請ができるよう障害福祉窓口を変更するとともに、区役所福祉課の係を再編することにより、利用者にとって分かりやすく、利用しやすい窓口とする。

2 実施内容（予定）

（1）障害福祉窓口の一元化

保健センター保健予防課の窓口業務の内、精神障害（発達障害を含む）、難病等に係る福祉制度利用申請受付業務を区役所福祉課・支所区民福祉課で実施

対象業務

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）、福祉特別乗車券、特定医療費助成制度（指定難病）、小児慢性特定疾病医療費支給、障害福祉サービス、障害児通所支援サービス等

（2）区役所福祉課の係再編

区役所福祉課の係を「高齢福祉業務を実施する係」と「障害福祉業務を実施する係」の2係に再編

※支所区民福祉課は現在の1係体制から変更なし

対象業務

①高齢福祉業務を実施する係

高齢者に係る福祉制度、介護保険制度、地域包括ケアシステム

②障害福祉業務を実施する係

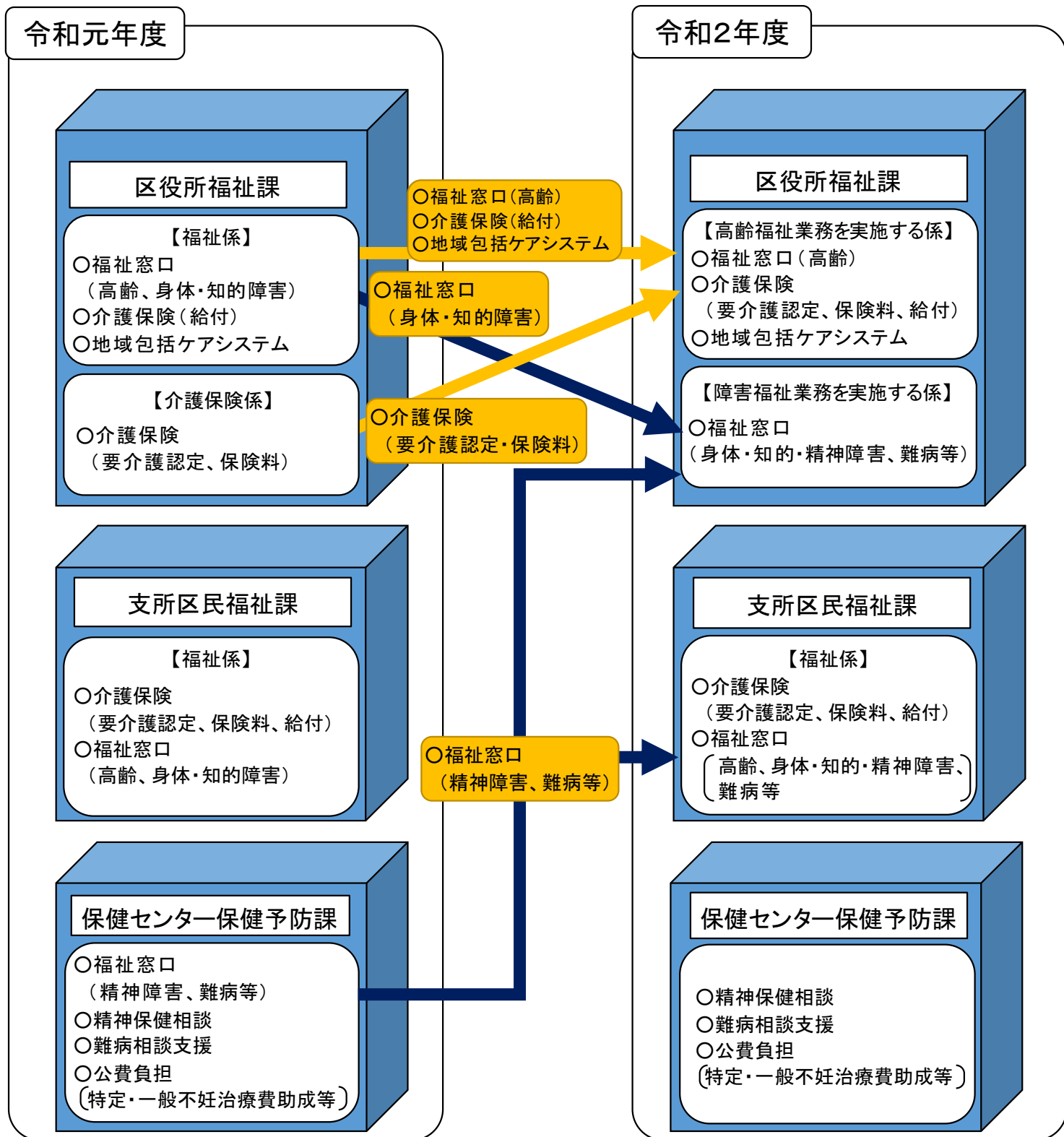
身体・知的・精神障害（発達障害を含む）、難病等に係る福祉制度

3 実施時期

令和2年4月（予定）

（窓口の変更時期については、広報なごや区版3月号で広報）

4 イメージ図



※令和2年度の区役所福祉課における2系の正式な名称は未定。